

議案第8号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

加西市長 西村 和 平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「33万円」を「、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「国民健康保険税」を「国民健康保険」に改め、「（昭和40年法律第33号）」を削り、「の者」を「である者」に改め、「同条中」の右に「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは」を、「する。）」の右に「及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

附則第14項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の加西市国民健康保険税条例第21条及び附則第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）等の施行に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準を改正する必要性が生じたこと及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、文言を修正する必要性が生じたため、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・ 給与、公的年金等収入の所得控除額が変更されたことで所得が10万円増えるため軽減判定所得基準を改正する。

課税区分	現行	改正案
課税額7割軽減の判定所得基準	33万円	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
課税額5割軽減の判定所得基準	33万円+28.5万円×被保険者数	43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
課税額2割軽減の判定所得基準	33万円+52万円×被保険者数	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

- ・ 国民健康保険税の減免における「新型コロナウイルス感染症」の定義の変更